

令和元年矢巾町議会定例会 7 月会議議事日程

令和元年 7 月 25 日（木）

午前 10 時 開 議

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会議期間の決定

第 3. 報告第 9 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 4. 議案第 7 1 号 矢巾町認可地縁団体印鑑条例の制定について

第 5. 議案第 7 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

第 6. 議案第 7 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

第 7. 議案第 7 4 号 公共施設等省エネルギー改修その 3 工事請負契約の締結について

第 8. 議案第 7 5 号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について

議 案 目 次

令和元年矢巾町議会定例会 7月会議

1. 報告第 9 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 議案第 7 1 号 矢巾町認可地縁団体印鑑条例の制定について
3. 議案第 7 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
4. 議案第 7 3 号 財産の取得に関し議決を求めることについて
5. 議案第 7 4 号 公共施設等省エネルギー改修その 3 工事請負契約の締結について
6. 議案第 7 5 号 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第 2 号）について

報告第9号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 7月25日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第 7 1 号

矢巾町認可地縁団体印鑑条例の制定について

矢巾町認可地縁団体印鑑条例を次のように制定する。

令和元年 7月25日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町認可地縁団体印鑑条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の町長の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等の印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

(登録資格)

第2条 認可地縁団体の次に掲げる者（以下「代表者等」という。）は、当該認可地縁団体の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録を受けることができる。

- (1) 認可地縁団体の代表者
- (2) 職務代行者（裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者をいう。）
- (3) 法第260条の9の仮代表者
- (4) 法第260条の10後段の特別代理人
- (5) 法第260条の24又は第260条の25の清算人

(登録の申請)

第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする代表者等は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を持参し、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 前項の申請をするときは、代表者等に係る矢巾町印鑑条例（昭和50年矢巾町条例第18号）第5条の規定により登録された代表者等の個人の印鑑（以下第7条第2項において「個人印鑑」という。）を押印しなければならない。

(印鑑の登録)

第4条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、認可地縁団体印鑑を登録するものとする。

2 前項に規定する登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を記載して、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の印影を登録するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 代表者等の登録資格の区分
- (7) 代表者等の氏名
- (8) 代表者等の生年月日
- (9) 代表者等の住所
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(登録の制限)

第5条 登録を受けることができる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

2 町長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可地縁団体印鑑を登録することができない。

- (1) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリ

メートルの正方形に収まらないもの

- (2) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) 印面に縁がないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたもの

3 町長は、前2項の規定により認可地縁団体印鑑の登録をすることができないときは、その理由を第3条第1項の規定による申請をした者に告げなければならない。

(認可地縁団体印鑑登録原票の記載事項の修正)

第6条 町長は、法第260条の2第11項の規定による届出があった場合において、当該届出に第4条第2項の印鑑登録原票の登録事項に係る変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係る変更を除く。）があるときは、当該変更に係る印鑑登録原票の記載事項を職権により修正するものとする。

(登録の廃止の申請)

第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録を受けている認可地縁団体印鑑（以下「登録印鑑」という。）を押印した申請書により自ら町長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録印鑑を亡失したときは、直ちに印鑑登録者に係る個人印鑑を押印した申請書に規則で定める書面を添えて、自ら町長に認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

- (1) 印鑑登録者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 法第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により登録印鑑が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めたとき。
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたときと認めたとき。

3 町長は、前項第3号又は第4号に該当して認可地縁団体印鑑の登録を抹消したときは、通知書によりその旨を認可地縁団体印鑑の登録を受けていた者に通知するものとする。

(証明の申請等)

第9条 印鑑登録者は、認可地縁団体印鑑の登録の証明を受けようとするときは、登録印鑑を押印した申請書により自ら町長に申請しなければならない。

2 前項の認可地縁団体印鑑の登録の証明は、印影の写し及び次に掲げる事項を記載した証明書を交付して行うものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (3) 印鑑登録者の登録資格
- (4) 印鑑登録者の氏名
- (5) 印鑑登録者の生年月日

(証明の制限)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認可地縁団体印鑑の登録の証明をすることができない。

- (1) 抹消されるべき認可地縁団体印鑑の登録に係る証明を求められたとき。
- (2) 前条第1項の申請書に押印された登録印鑑の印影が不鮮明であるとき。
- (3) 前条第2項に規定する方法以外の方法による証明を求められたとき。
- (4) その他認可地縁団体印鑑の登録の証明をすることが適当でないと認めたとき。

2 第5条第3項の規定は、認可地縁団体印鑑の証明をすることができない場合について準用する。この場合において、同項中「前2項の規定により認可地縁団体印鑑の登録」とあるのは「第10条第1項の規定により認可地縁団体印鑑の登録の証明」と、「第3条第1項」とあるのは「第9条第1項」と読み替えるものとする。

(代理人による申請等)

第11条 第3条第1項、第7条又は第9条第1項の申請をする場合において、法第260条の2第10項に規定する告示において代理人がある旨が明示されている認可地縁団体の代表者等が当該代理人に当該申請の委任をしたときは、当該代理人が当該申請の委任を受けていることを証する書面を添えて当該申請をすることができる。

2 前項に規定する場合における第3条第1項、第7条又は第9条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする代表者等」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）の代理人」と、同条第2項及び第9条第1項中「印鑑登録者は」とあるのは「印鑑登録者の代理人は」とする。

(申請者の確認)

第12条 町長は、第3条第1項、第7条又は第9条第1項の規定による申請があったときは、当該申請を行った者が、代表者等若しくは印鑑登録者又は前条第1項に規定する代理人であること及びこれらの者が本人であることを確認するものとする。

(認可地縁団体印鑑の提示)

第13条 代表者等若しくは印鑑登録者又は第11条第1項に規定する代理人は、町長が印鑑登録原票の改製、再製その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務を行うため認可地縁団体印鑑の提示を求めたときは、これに応じなければならない。

(閲覧の禁止)

第14条 町長は、印鑑登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する書類を閲覧に供してはならない。

(質問調査)

第15条 町長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

(行政手続条例の適用除外)

第16条 この条例の規定により町長がする処分については、矢巾町行政手続条例（平成8年矢巾町条例第12号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(矢巾町手数料条例の一部改正)

2 矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中第23項の次に次のように加える。

(23)の2 矢巾町認可地縁団体印鑑条例（令和元年矢巾町条例第 号）第9条第2項の規定による認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	認可地縁団体印鑑登録 証明手数料	1件につき300円
--	---------------------	-----------

議案第72号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴い、流通センター地域における土地を購入し、同地域の活性化につながるよう活用を図るため

2 取得する財産

財産の所在地	種別	細目	数量	取得予定価格
矢巾町流通センター南二丁目3番	土地	宅地	8,474.59 m ²	76,000,000 円

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

矢巾町流通センター南二丁目3番8号
盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合
管理者 矢巾町長 高橋昌造

令和元年 7月25日提出

矢巾町長 高橋昌造

議案第73号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

矢巾町立煙山小学校及び不動小学校におけるコンピュータ機器購入のため

2 取得する財産

設置場所	品目	数量	取得予定価格
煙山小学校	校務用ノートパソコン	37台	15,999,120円
	プリンタ等周辺機器	一式	
不動小学校	パソコン教室用デスクトップパソコン	41台	
	タブレット端末	50台	
	校務用ノートパソコン	19台	
	プリンタ等周辺機器	一式	

3 取得の方法

買入れ

4 契約の相手方

盛岡市下太田沢田68番地40

株式会社リードコナン

代表取締役 伊 東 晃 郎

令和元年 7月25日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

議案第74号

公共施設等省エネルギー改修その3工事請負契約の締結について

公共施設等省エネルギー改修その3工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 7月25日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 公共施設等省エネルギー改修その3工事 |
| 2 工 事 場 所 | 矢巾町大字南矢幅第13地割123番地 矢巾町役場 他7施設 |
| 3 契約の方法 | 条件付一般競争入札による工事請負契約 |
| 4 契約金額 | 255,938,400円 |
| 5 契約の相手方 | 盛岡市南仙北二丁目9番4号
株式会社太平エンジニアリング盛岡営業所
所長 山影正弘 |

令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度矢巾町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178,401千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,784,172千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年7月25日提出

矢巾町長 高橋昌造

第1表 歳入歳出予算補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		1,827,020	9,751	1,836,771
	2 国庫補助金	821,545	9,751	831,296
16 財産収入		21,922	157,730	179,652
	2 財産売却収入	15,000	157,730	172,730
17 寄附金		402,000	1,000	403,000
	1 寄附金	402,000	1,000	403,000
18 繰入金		919,705	9,920	929,625
	2 基金繰入金	919,701	9,920	929,621
補正されなかった款項にかかる金額		8,435,124		8,435,124
歳入合計		11,605,771	178,401	11,784,172

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,951,422	158,062	2,109,484
	1 総務管理費	1,686,112	158,062	1,844,174
3 民生費		3,628,839	12,556	3,641,395
	1 社会福祉費	1,734,537	4,782	1,739,319
	2 児童福祉費	1,894,302	7,774	1,902,076
10 教育費		877,434	7,783	885,217
	4 社会教育費	335,915	7,783	343,698
補正されなかった款項にかかる金額		5,148,076		5,148,076
歳出合計		11,605,771	178,401	11,784,172

歲入歲出予算補正事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,521,201		3,521,201
2 地 方 譲 与 税	164,771		164,771
3 利 子 割 交 付 金	4,758		4,758
4 配 当 割 交 付 金	6,657		6,657
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,170		6,170
6 地 方 消 費 税 交 付 金	579,102		579,102
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,276		15,276
8 環 境 性 能 割 交 付 金	6,383		6,383
9 地 方 特 例 交 付 金	88,770		88,770
10 地 方 交 付 税	1,792,054		1,792,054
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,317		4,317
12 分 担 金 及 び 負 担 金	75,305		75,305
13 使 用 料 及 び 手 数 料	76,145		76,145
14 国 庫 支 出 金	1,827,020	9,751	1,836,771
15 県 支 出 金	909,446		909,446
16 財 産 収 入	21,922	157,730	179,652
17 寄 附 金	402,000	1,000	403,000
18 繰 入 金	919,705	9,920	929,625
19 繰 越 金	60,000		60,000
20 諸 収 入	107,069		107,069
21 町 債	1,017,700		1,017,700
歳 入 合 計	11,605,771	178,401	11,784,172

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議 会 費	139,197		139,197					
2 総 務 費	1,951,422	158,062	2,109,484				158,062	
3 民 生 費	3,628,839	12,556	3,641,395	7,315			5,241	
4 衛 生 費	792,823		792,823					
5 労 働 費	24,908		24,908					
6 農 林 水 産 業 費	589,158		589,158					
7 商 工 費	91,413		91,413					
8 土 木 費	2,256,677		2,256,677					
9 消 防 費	391,289		391,289					
10 教 育 費	877,434	7,783	885,217	2,436			5,347	
11 災 害 復 旧 費	6,260		6,260					
12 公 債 費	847,350		847,350					
13 諸 支 出 金	1		1					
14 予 備 費	9,000		9,000					
歳 出 合 計	11,605,771	178,401	11,784,172	9,751			168,650	

歳

入

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	97,687	7,315	105,002	2 児童福祉費補助金	7,315	子ども・子育て支援事業費補助金 7,315
5 教育費国庫補助金	14,530	2,436	16,966	2 文化財関係国庫補助金	2,436	文化資源活用事業費補助金 2,436
計	821,545	9,751	831,296			

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1 不動産売払収入	15,000	157,730	172,730	1 土地売払収入	157,730	土地売払収入の増 157,730
計	15,000	157,730	172,730			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	402,000	1,000	403,000	1 一般寄附金	1,000	一般寄附金の増 1,000
計	402,000	1,000	403,000			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	770,063	9,920	779,983	1 財政調整基金繰入金	9,920	財政調整基金繰入金の増 9,920
計	919,701	9,920	929,621			

歳

出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2文書広報費	51,625	172	51,797				172	9旅 費	66	◎広報広聴事業の増 ○広報事業の増	172 172
								19負担金、補助及び交付金	106	普通旅費 研修負担金	66 106
5財産管理費	478,247	157,890	636,137				157,890	8報 償 費	160	◎財産管理事業の増 ○財産管理事業の増	157,890 160
								25積 立 金	157,730	謝礼 ○公共施設等総合管理基金積立事業 公共施設等総合管理基金積立金	160 157,730 157,730
計	1,686,112	158,062	1,844,174				158,062				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

3老人福祉費	663,528	94	663,622				94	8報 償 費	10	◎老人福祉総務事業の増 ○老人福祉総務事業の増	10 10
								11需 用 費	84	謝礼	10
										◎介護予防施設事業の増 ○介護予防施設運営事業の増	84 84
										修繕料	84
5保養センター費	38,436	4,688	43,124				4,688	15工 事 請 負 費	2,657	◎国民保養センター管理運営事業の増	4,688
								18備 品 購 入 費	2,031	○国民保養センター維持管理事業の増 工事請負費 管理備品購入費	4,688 2,657 2,031
計	1,734,537	4,782	1,739,319				4,782				

2 総務費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1児童福祉 総務費	133,024	2,472	135,496				2,472	13委託料	2,472	◎児童福祉総務事業の増 ○児童行政事業の増 子ども・子育て支援事業計画 策定業務委託料	2,472 2,472 2,472
3児童福祉 施設費	1,179,079	5,302	1,184,381	7,315			△2,013	13委託料 18備品購入費	5,247 55	◎児童福祉施設総務事業の増 ○保育行政事業の増 保育業務システム改修委託料 ◎町立保育園事業の増 ○町立保育園運営事業の増 管理備品購入費	5,247 5,247 5,247 55 55 55
計	1,894,302	7,774	1,902,076	7,315			459				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1社会教育 総務費	63,143	99	63,242				99	9旅費	99	◎社会教育振興事業の増 ○社会教育振興総務事業の増 普通旅費	99 99 99
2公民館費	100,559	1,064	101,623				1,064	11需用費 13委託料	578 486	◎矢巾町公民館事業の増 ○矢巾町公民館維持管理事業の 増 修繕料 発電機模擬負荷試験委託料	1,064 1,064 578 486
3文化会館 費	142,784	1,267	144,051				1,267	15工事請負費	1,267	◎田園ホール管理事業の増 ○田園ホール管理事業の増 工事請負費	1,267 1,267 1,267

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

4文化財保護費	8,065	5,353	13,418	2,436			2,917	1報酬	2,420	◎文化財保護事業の増	5,353
								8報償費	50	○文化財保護事業の増	5,353
								9旅費	46	一般職非常勤職員報酬	2,420
								11需用費	313	謝礼	50
								13委託料	928	費用弁償	46
								14使用料及び賃借料	61	消耗品費	313
								16原材料費	1,535	衣装制作業務委託料	928
計	335,915	7,783	343,698	2,436			5,347			使用料及び賃借料	61
										加工用原料費	1,535

給 与 費 明 細 書

1 一 般 職
(1) 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	167 【1】	(178,588)	590,754	337,160	927,914 (178,588)	188,341 (18,596)	1,116,255 (197,184)	退職手当負担金 113,820 児童手当 8,860
補正前	167 【1】	(176,168)	590,754	337,160	927,914 (176,168)	188,341 (18,596)	1,116,255 (194,764)	退職手当負担金 113,820 児童手当 8,860
比 較	0 【0】	(2,420)	0	0	0 (2,420)	0 (0)	0 (2,420)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※【】内は再任用短時間勤務職員について内書き、()内は一般職非常勤職員について外書き。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当
	補正後	14,406	8,323	11,080	138,347	96,161	9,762	9,384	480	550	48,652	15	0
	補正前	14,406	8,323	11,080	138,347	96,161	9,762	9,384	480	550	48,652	15	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
職 員 手 当	0	制度改正による増減分		
		その他の増減分		

